静岡県告示第289号

林業関係事業補助金交付要綱(昭和55年静岡県告示第16号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

長」とあるのは、「知事」と読み替えるものと

改正前 改正後 第14 読替規定 第14 読替規定 林業青年団体育成事業にあつては、第4の(1) 林業青年団体育成事業及び製材JAS認証取 のカの事項中「林業関係事業の施行地を管轄す 得支援事業にあつては、第4の(1)のカの事項中 る農林事務所の長(以下「農林事務所長」とい 「林業関係事業の施行地を管轄する農林事務所 う。)」とあり、並びに第5の(1)から(4)まで、(7) の長(以下「農林事務所長」という。)」とあ り、並びに第5の(1)から(4)まで、(7)及び(8)の事 及び(8)の事項、第12の(3)の事項並びに第13中 「農林事務所長」とあるのは、「知事」と読み 項、第12の(3)の事項並びに第13中「農林事務所

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別表2の項中

(3) 保全松 林緊急保 護整備

替えるものとする。

者、森林組合 等、森林整備法 人等、森林所有 者の団体、森林 経営計画策定者 (ただし、森林 経営計画策定者 にあつては、当 該計画の対象森 林を含む林班内 に存する森林に おいて事業を実 施する場合に限 る。及び民間事 業者が森林病害 虫等防除法 (昭 和25年法律第53 号)第2条第4 項に規定する高 度公益機能森林 (以下「高度公 益機能森林」と いう。)、同条第 5項に規定する 被害拡大防止森 林(以下「被害 拡大防止森林」 という。) 又は同 法第7条の10第 1項に規定する 地区実施計画に 係る森林におい て事業細目の欄 に掲げる事業を

市町、森林所有 1 保全松林健全化整 者、森林組合 備

衛生伐

2 松林保護樹林帯造 成

- (1) 人工造林
- (2) 樹下植栽等
- (3) 下刈り
- (4) 雪起こし
- (5) 倒木起こし
- (6) 除伐
- (7) 保育間伐
- (8) 更新伐
- (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施 設等整備

イ 荒廃竹林整備

◎ 森林作業道整備

事業費の10分の 7

する。

を

I	行うのに要する	
	経費	

(3) 重要イ 1 市町 (ただ 1 人工造林 事業費の10分の4 (人工造 ンフラ施 林、樹下植栽等にあつて し、自ら所有 樹下植栽等 設整備 する森林以外 下刈り は、事業費の10分の5以 で森林所有者 雪起こし 内)。ただし、市町及び森 及び森林環境 5 倒木起こし 林整備法人等が行うものに 6 枝打ち 保全整備事業 あつては事業費の10分の5 実施要領(平 7 除伐 成14年3月29 保育間伐 日13林整整第 9 更新伐 885号) 第1の 10 付帯施設等整備 2(3)に規定す (1) 鳥獣害防止施設 等整備 る重要インフ ラ施設の管理 (2) 林内作業場及び 者(以下「重 林内かん水施設整 要インフラ施 備 設管理者」と (3) 林床保全整備 いう。)と協定 (4) 荒廃竹林整備 を締結した場 11 森林作業道整備 合に限る。) が 事業細目の欄 に掲げる事業 を行うのに要 する経費 2 森林整備法 人等、森林組 合等、特定非 営利法人等又 は民間事業者 (ただし、事 業主体が自ら 所有する森林 で実施する場 合でなく、か つ、地方公共 団体、重要イ ンフラ施設管 理者及び森林 に改め、同表21の項経費の 所有者と協定 を締結して事 業を実施する 場合に限る。) が事業細目の 欄に掲げる事 業を行うのに 要する経費 (4) 保全松 市町、森林所有 1 保全松林健全化整 事業費の10分の7 林緊急保 者、森林組合 等、森林整備法 護整備 衛生伐 人等、森林所有 2 松林保護樹林帯造 者の団体、森林 成 経営計画策定者 (1) 人工造林 (ただし、森林 (2) 樹下植栽等 経営計画策定者 (3) 下刈り (4) 雪起こし にあつては、当 該計画の対象森 (5) 倒木起こし

林を含む林班内

に存する森林に

おいて事業を実

(6) 除伐

(7) 保育間伐

(8) 更新伐

施る、計画を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	(9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備イ 荒廃竹林整備(10) 森林作業道整備	
---	---	--

欄2中「1から3まで」を「1から4まで」に、同欄3中「1から2まで」を「1、2及び4」に改め、同

欄中4から6までを削り、同項事業細目の欄中

4 市町提案事業 地域の実情に応じて実 施し、林業に寄与する効 果が期待できると知事が 認める事業

「4 植栽支援事業 獣害被害地への造林支 に改 援

め、5を削り、同項補助率の欄1中「限度とする。)」の次に「。ただし、経費の欄に掲げる1の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。」を、同欄2中「10分の10以内」の次に「。ただし、経費の欄に掲げる2の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。」を、同欄3中「10分の10以内」の次に「。ただし、経費の欄に掲げる3の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。」を加え、同欄中4から7までを削り、同表24の項経費の欄(1)中「合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱」に改め、同表25の項を削り、同表の26の項を25の項とし、同表に次のように加える

に以め、					
26 主伐型路	1 市町及び森林	基幹的作業道整備	事業費の10分の10以内	事業費の変更	1 施行路線の位
網構築モデ	組合等が事業細		とし、施行延長1メー		置又は全幅員の
ル事業	目の欄に掲げる		トル当たり25,000円を		変更
	事業を行うのに		限度とする。		2 施行延長の30
	要する経費				パーセントを超
	2 静岡県林業事				える減少又は事
	業体改善計画認				業費単価の30パ
	定要領に規定す				ーセントを超え
	る認定事業主が				る増を伴う工事
	事業細目の欄に				内容の変更
	掲げる事業を行				3 施行延長1メ
	うのに要する経				ートル当たりの
	費				事業費の増を伴
	3 民間事業体が				う工事内容の変
	事業細目の欄に				更であつて、当
	掲げる事業を行				該事業費が
					•

	うのに要する経費 4 林業経営体の 育成成30年2月 6日付け29林政 経第316号林野庁 長官通知)に規 定すず事就経営 体が掲げる事業細 を行うのに要する経費			25,000円を超え るもの
27 製材 J A S 認証 取得支援 事業	木材の加工又は流 通を業として行う 者が事業細目の欄 に掲げる事業を行 うのに要する経費	製材の日本農林規格の認 証取得	事業費の2分の1以内 とし、85万円を限度と する。	認証に係る区分、 品目及びタイプの 変更

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。